

産業廃棄物税の内容

課税団体名		岩手県	
(イ) 税目	産業廃棄物税	(ロ) 徴収方法	特別徴収・申告納付
(ハ) 課税客体	最終処分場への産業廃棄物の搬入(排出事業者が設置する最終処分場への自ら排出した産業廃棄物の搬入を含む。)		
(ニ) 税収の使途	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用に充てる 【別紙1】		
(ホ) 課税標準	産業廃棄物の重量(重量の計測が困難な場合は規則で定める換算重量)		
(ヘ) 納税義務者	産業廃棄物の排出事業者又は中間処理業者(最終処分場へ産業廃棄物を搬入する者)		
(ト) 税率	1トンにつき 1,000 円		【別紙2】
(チ) 収入見込額	(初年度)	61,000 千円	(平年度) 307,000 千円 【別紙3】
(リ) 非課税事項	なし		
(ヌ) 徴税費用見込額	(初年度)	34,067 千円	(平年度) 19,515 千円 【別紙3】
(ル) 課税を行う期間	なし(ただし、条例の施行後5年を目途として、条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。)		
(ヲ) その他必要事項			

税収の使途について

- 1 . 産業廃棄物税は、法定外目的税として創設するものであり、その税収を、受益と負担の関係を明確にした上で、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等に係る施策に要する費用に充当するいわゆる「負担者還元型税制」を目指すもの。

- 2 . 具体的には、環境産業の育成のための施策、産業廃棄物処理施設の整備、廃棄物処理技術開発研究、優良事業者育成のための施策、循環型地域社会の形成のための基礎的な施策等に要する費用に充当。

税率の算定根拠

税率の設定に当たっては、次の点を顧慮し、1トン当たり1,000円の税率としている。

1. 産業廃棄物の最終処分場への搬入量の減量化のインセンティブ効果

税導入前には、減量化をせずに最終処分場へ搬入する場合の総コストと減量化対策を講じて最終処分場へ搬入する場合の総コストを比較すると後者が高いが、税導入後には前者が高くなるよう税率を設定。

2. 県内における中間処理料金と最終処分料金の差額との均衡

最終処分場への搬入を抑制するため、1トンあたりの実際の中間処理料金と最終処分料金の差額より高くなるよう税率を設定。

3. 他県における税率との均衡

既に本税制について条例化済みの自治体における税率との均衡を失しないよう税率を設定。

三重県 1トンあたり1,000円

岡山県・広島県・鳥取県 1トンあたり1,000円

北九州市 1トンあたり1,000円（施行当初は500円）

収入見込額について

(単位：万トン、百万円)

年度 区分	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
最終処分見込量	6.1	34.2	32.2	30.3	28.5	22.4
収入見込額	61	342	322	303	285	224

- 各年度の最終処分見込量は、平成11年度最終処分実績（推計値）の数値をベースとし、「岩手県産業廃棄物処理計画（平成14年3月策定）」に掲げる減量化の目標値及びリサイクルの推進による減量化分を勘案して算出した。
- 平成15年度の収入見込額は、平成16年1月1日から条例を施行する予定であることから、平成16年2月及び3月申告分の2月分を計上した。
- 平成20年度の収入見込額は、条例の施行後5年を目途として、条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしていることから、平成20年4月から平成21年1月申告分までの10月分を計上した。

徴税費用見込額について

(初年度)

人件費	18,468千円（職員2名分）
事務費	8,465千円（旅費、印刷物、広報等）
委託料	7,134千円（電算開発費用）
計	34,067千円

(平年度)

人件費	18,468千円（職員2名分）
事務費	1,047千円（旅費、印刷物、広報等）
計	19,515千円

岩手県条例第 72 号

岩手県産業廃棄物税条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 3 条の規定に基づき、産業廃棄物税の課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(産業廃棄物税)

第 2 条 県は、法第 4 条第 6 項の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 徴税吏員 岩手県県税条例(昭和 29 年岩手県条例第 22 号。以下「県税条例」という。)第 2 条第 1 号の徴税吏員をいう。
- (2) 徴収金 産業廃棄物税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。
- (3) 納付書 県税条例第 2 条第 3 号の納付書をいう。
- (4) 納入書 県税条例第 2 条第 4 号の納入書をいう。
- (5) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下この条及び第 10 条において「廃棄物処理法」という。)第 2 条第 4 項の産業廃棄物をいう。
- (6) 最終処分業者 廃棄物処理法第 14 条第 4 項又は第 14 条の 4 第 4 項の規定による知事の許可(廃棄物処理法第 14 条の 2 第 1 項又は第 14 条の 5 第 1 項の規定による事業の範囲の変更に係る許可を含む。)を受け、産業廃棄物の埋立処分を業として行う者をいう。
- (7) 最終処分場 産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。

(徴税吏員の証票)

第 4 条 徴税吏員は、産業廃棄物税の賦課徴収(滞納処分を除く。)に関する調査のため質問若しくは検査を行う場合又は滞納処分に関する調査のため質問、検査若しくは捜索を行う場合においては、その身分を証明する徴税吏員証票を携帯しなければならない。

(地方振興局長に対する知事の権限委任)

第 5 条 知事は、徴収金の賦課徴収に関する事項及び産業廃棄物税に係る過料の徴収に関する事項を、産業廃棄物税の課税地を管轄する地方振興局長(以下「局長」という。)に委任する。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

- (1) 課税権の帰属その他法の規定の適用について関係都道府県知事が意見を異にする場合における知事の職務及び権限に属する事項
- (2) 産業廃棄物税の課税地が 2 以上の地方振興局長の管轄区域にわたる場合において、その課税地の指定に関する事項
- (3) 産業廃棄物税に係る過料処分の決定に関する事項

2 知事は、前項の規定によって委任した事項について必要があると認める場合においては、地方振興局長に指示することができる。

(課税地)

第 6 条 徴収金は、課税地において賦課徴収する。

- 2 前項の課税地は、最終処分場の所在地とする。
- 3 知事は、前項の規定による課税地を不相当と認める場合又はこれにより難いと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。

(納税管理人)

第7条 産業廃棄物税の納税義務者又は特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合においては、課税地を管轄する地方振興局の管内に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める事由を生じた日から10日以内に納税管理人申告書を局長に提出し、又は当該地方振興局の管内以外の地域に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を局長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日以内とする。

- 2 県税条例第9条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。

(不申告に関する過料)

第8条 知事は、納税義務者又は特別徴収義務者が、前条(納税義務者又は特別徴収義務者が同条第1項の承認又は同条第2項の規定によって準用される県税条例第9条第2項の認定を受けている場合を除く。)の規定によって、申告すべき事項について正当の事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

(県税条例の準用)

第9条 県税条例第6条、第6条の2、第11条、第13条から第19条まで及び第21条の規定は、産業廃棄物税の賦課徴収について準用する。この場合において、県税条例第6条の2、第11条及び第13条中「県税」とあるのは「産業廃棄物税」と、第21条第2項中「税目それぞれ」とあるのは「産業廃棄物税」と読み替えるものとする。

(課税客体)

第10条 産業廃棄物税は、産業廃棄物の最終処分場への搬入に対し、次の各号に掲げる場合について、当該各号に掲げる者に課する。

- (1) 産業廃棄物が当該産業廃棄物を生じた者(当該産業廃棄物が廃棄物処理法第12条第3項の中間処理産業廃棄物である場合にあつては、当該中間処理産業廃棄物を生じた者とする。以下この号及び次号において同じ。)以外の者が設置する最終処分場に搬入された場合 当該産業廃棄物を生じた者
- (2) 産業廃棄物が当該産業廃棄物を生じた者が設置する最終処分場に搬入された場合 当該産業廃棄物を生じた者

(課税標準)

第11条 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量とする。

- 2 前項に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第 12 条 産業廃棄物税の税率は、1 トンにつき 1,000 円とする。

2 産業廃棄物税は、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 6 条の 17 第 2 項第 7 号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

（徴収の方法）

第 13 条 産業廃棄物税の徴収については、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める方法による。

(1) 第 10 条第 1 号に規定する当該産業廃棄物を生じた者に産業廃棄物税を課する場合 特別徴収

(2) 第 10 条第 2 号に規定する当該産業廃棄物を生じた者に産業廃棄物税を課する場合 申告納付

（特別徴収義務者）

第 14 条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分業者その他産業廃棄物税の徴収の便宜を有する者で規則で定めるものとする。

2 前項の特別徴収義務者は、第 10 条第 1 号に規定する場合に課する産業廃棄物税を同号に規定する当該産業廃棄物を生じた者から徴収しなければならない。

（申告納入）

第 15 条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき産業廃棄物税について規則で定める様式による納入申告書を局長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

（徴収猶予）

第 16 条 局長は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を前条の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2 月以内の期間を限って徴収猶予をすることができる。この場合において、局長は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第 16 条第 1 項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

2 法第 15 条第 4 項、第 15 条の 2 及び第 15 条の 3 並びに第 16 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定は前項の規定による徴収猶予について、法第 11 条、第 16 条第 2 項及び第 3 項、第 16 条の 2 第 4 項並びに第 16 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定は前項の規定による担保について準用する。

3 局長は、第 1 項の規定によって徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

（徴収猶予の手続）

第 17 条 前条第 1 項の規定による徴収猶予については、県税条例第 15 条第 1 項及び第 15 条の 2 の規定を準用する。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第 18 条 局長は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことについて正当な理由があ

ると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他避けることができない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請によりその産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、前項の規定による申請をする場合においては、規則で定める様式による申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証する書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。
- 3 局長は、第1項の規定により、産業廃棄物税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。
- 4 局長は、第1項の申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録等)

第19条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに、当該最終処分場ごとの産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登録を局長に申請しなければならない。登録した事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項についてその変更を生じた日から5日以内にその登録の変更を申請しなければならない。

- 2 前項の登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
 - (2) 最終処分場の名称及び所在地
 - (3) 埋立処分の開始年月日
 - (4) その他規則で定める事項
- 3 局長は、第1項の登録の申請を受理したときは、その申請をした者に対し、その者が産業廃棄物税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する規則で定める様式による証票を交付しなければならない。
- 4 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該最終処分場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 5 第3項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 6 第3項の証票の交付を受けた者は、当該最終処分場における産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から10日以内に局長にその旨を申告し、その証票を返納しなければならない。

(申告納付等)

第20条 第13条の規定によって産業廃棄物税を申告納付すべき納税者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における申告納付すべき産業廃棄物税について規則で定める様式による納付申告書を局長に提出し、及びその申告した税額を納付書によって納付しなければならない。

2 前項の規定によって納付申告書を提出した者は、納付申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定める様式による修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

(最終処分場の設置等の届出)

第 21 条 最終処分場の設置者(第 19 条第 1 項の規定により登録を申請する者を除く。)は、当該最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の 5 日前までに、次に掲げる事項を局長に届け出なければならない。

- (1) 最終処分場の設置者の住所及び氏名又は名称
- (2) 最終処分場の名称及び所在地
- (3) 埋立処分の開始年月日
- (4) その他規則で定める事項

2 前項の届出をした者は、その届出事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、その旨を局長に届け出なければならない。

3 前 2 項の規定は、最終処分場を譲り受け、若しくは借り受けた者又は産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合になお産業廃棄物の埋立処分を行う者について準用する。この場合において、第 1 項中「埋立処分を開始しようとする日の 5 日前までに」とあるのは、「埋立処分を開始した日から 5 日以内に」と読み替えるものとする。

(帳簿の保存等)

第 22 条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び産業廃棄物税を申告納付すべき納税者(次条及び第 24 条において「産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者」という。)は、帳簿を備え、規則で定めるところにより、最終処分場への産業廃棄物の搬入に関する事実をこれに記載し、当該搬入の行われた日の属する月の末日の翌日から 1 月を経過した日から 5 年間保存しなければならない。

(産業廃棄物税関係帳簿の電磁的記録による保存等)

第 23 条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者は、前条の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下「産業廃棄物税関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、局長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

(産業廃棄物税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第 24 条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者は、産業廃棄物税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、局長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって当該承認を受けた産業廃棄物税関係帳簿の備付け及び

保存に代えることができる。

- 2 前条の承認を受けている産業廃棄物税の特別徴収義務者及び納税者は、規則で定める場合において、当該承認を受けている産業廃棄物税関係帳簿（以下この条において「電磁的記録に係る承認済産業廃棄物税関係帳簿」という。）の全部又は一部についてその承認を受けた局長の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（条例の規定の適用）

- 第 25 条 第 23 条又は前条各項のいずれかの承認を受けている産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該産業廃棄物税関係帳簿とみなす。

（使途）

- 第 26 条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用に充てなければならない。

（補則）

- 第 27 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行し、同日以後に行う最終処分場への産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税について適用する。

（施行前の準備）

- 2 第 14 条第 1 項の規定により特別徴収義務者に指定されることとなる者に係る特別徴収義務者としての登録申請及び証票の交付は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第 19 条第 1 項（次項の規定が適用される場合を含む。）及び第 3 項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日において現に最終処分業者である者については、施行日に産業廃棄物の埋立処分を開始しようとするものとみなして、第 19 条第 1 項の規定を適用する。この場合において、同項中「最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の 5 日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。

- 4 施行日において現に最終処分場の設置者である者（前項の者を除く。）については、施行日に産業廃棄物の埋立処分を開始しようとするものとみなして、第 21 条第 1 項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の 5 日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。

（検討）

- 5 知事は、この条例の施行後 5 年を目途として、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。